

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しについて

1 背景

- 浄化槽の保守点検は、専門的知識及び技能等を有する者（浄化槽管理士）が実施する必要があることから、都道府県は、浄化槽法第 48 条に基づき、条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けることができ、浄化槽保守点検業者の実態把握及び指導に努めるものとされている（全都道府県条例制定済）。
- 本県の浄化槽設置基数は全国 2 番目の約 545 千基であるが、浄化槽の水質検査の受検率(11 条検査)の 2017 年度実績では 21.0%と全国平均 41.8%の約半分である。
- 本県の海域への汚濁負荷量(COD 換算)は、1 日あたり約 75 トン(2017 年度実績)と閉鎖性水域を有する都府県で最大であり、中でも生活排水が 54.4%を占め、水質汚濁の大きな原因となっている。更なる水質改善のためには、浄化槽の適正な維持管理を始めとする生活排水対策が喫緊の課題となっている。
- 浄化槽の維持管理を改善するためには、浄化槽管理者に接する機会が多い浄化槽保守点検業者の資質を向上することが必要である。また、保守点検業者から浄化槽管理者に対し、清掃の実施や法定検査の受検について、助言・指導することも重要である。
- 浄化槽保守点検業者の資質は様々であり、条例に規定する登録を受けずに浄化槽保守点検業を行うなどの不適正な業者も存在する。
- 国においても浄化槽管理の強化等を背景とした浄化槽法の一部改正がなされ、2019 年 6 月 19 日に公布された。

2 条例見直しの目的

- 浄化槽の適正な維持管理を担う浄化槽保守点検業者について、優良な業者を育成するとともに、不適正な業者への指導を強化することで、浄化槽保守点検業界全体の資質向上を図る。
- 浄化槽保守点検業者を軸に浄化槽管理者、清掃業者及び指定検査機関との連携を強化し、浄化槽の適正な維持管理を促進する。
- これらにより、生活排水対策をより一層推進し、公共用水域の更なる水質改善を目指す。

3 条例見直しの内容

(1) 優良浄化槽保守点検業者認定制度の創設

- 事業の実施に関し優れた能力・実績を有する者を優良浄化槽保守点検業者として認定する制度を創設する。
- 優良保守点検業者の登録の有効期間（現行は一律 3 年）を 5 年と延長する。
- * 全国初の制度（類似事例：廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度）

(2) 無登録業者への指導強化

- 知事が、無登録業者に対し、報告徴収及び立入検査をできることを規定する。
【全国初】

(3) 浄化槽保守点検業務の再委託の禁止

- 受託した浄化槽保守点検業務を他人に再委託することを原則禁止する。

(4) 浄化槽保守点検業者から関係者への通知・連絡を義務化

- 浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に対して、清掃の実施時期及び法定検査の受検時期に係る通知並びに通知様式を規定する。
- 浄化槽保守点検業者から清掃業者に対して清掃の実施時期の連絡を規定する。

(5) 浄化槽保守点検業者への指導強化

- 浄化槽法の一部改正に伴う浄化槽管理士に対する研修の機会の確保について、浄化槽保守点検業者に義務付ける。
- 浄化槽管理士の資格を証する書類を必携化する。
- 浄化槽管理士に対し、1 つの浄化槽保守点検業者への専属を義務付ける。

4 条例改正の手続き

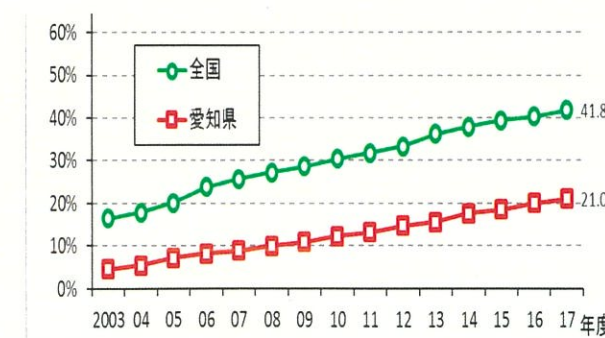
2019 年 6 月 12 日	愛知県環境審議会へ諮問
6 月 28 日	愛知県環境審議会水質部会開催
7 月 30 日	愛知県環境審議会答申
9 月	9 月議会改正条例案上程
議決後	条例改正説明会の開催
2020 年 4 月 1 日	改正条例施行(法改正に係る部分については、改正法施行の日)

<参考>

1 処理方式別浄化槽設置基数（2017 年度末現在）上位 3 県

順位	単独処理浄化槽		合併処理浄化槽		全数	
1	愛知県	337,885	千葉県	247,749	千葉県	576,052
2	静岡県	331,983	埼玉県	233,739	愛知県	544,658
3	千葉県	328,303	愛知県	206,773	静岡県	507,419

2 法定検査の受検率の推移



3 伊勢湾主要排出源別の負荷量構成比（愛知県 2017 年度実績）

